

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	第2期村上市空家等対策計画（案）		
意見募集期間	自：令和 6年 2月 6日 至：令和 6年 2月 26日	担当課局	市民課（自治振興室）
案件の概要	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、市内の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画を定めるものです。		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>少子高齢化や人口減少等により、全国的に空家等が増加しています。その中でも適切に管理されずに老朽化した空家等の増加が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすとして社会問題となっています。</p> <p>本市内においても空家等は増加し続けており、また高齢者世帯も増加していることから、今後も空家等の増加が見込まれます。</p> <p>本市では、平成31年3月に村上市空き家等対策計画を策定し、空家等の発生や放置の抑制、空家等の適切な管理、特定空家等への適正な対応を実施してきました。</p> <p>今年度末をもって現行の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組を検証し、本市の課題を見直すとともに本市を取り巻く社会情勢等の変化や関連法令及び計画等の改正を踏まえ、総合的な空家等に関する対策を実施するため、第2期計画を策定するものです。</p>		
今後の予定	2月6日～2月26日 パブリックコメント 3月11日 第3回村上市空家等対策協議会 3月中旬 パブリックコメントの公表及び計画の策定		
備考			